

# 出生

に関連するおもな手続き

下記にあてはまりますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
<b>住所 戸籍</b> お子さんのマイナンバーカード	※出生届と同時に申請ができます	※受付窓口でご相談ください		1階1番窓口 (市民課)	
お子さんの住民票コード	※出生届受付後お渡しします				
<b>保 険</b> お子さんが国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入			1階2番窓口 (市民課)	
→出産した方が国民健康保険の方					
① 妊娠85日(妊娠12週)以降に出産した人 (死産・流産・早産および人工中絶を含む)	産前産後期間に係る保険税免除申請	・世帯主及び出産した人の身分証明書(写し可) ・親子(母子)健康手帳		1階3番窓口 (税務課)	
② 出産した医療機関で「直接支払制度」(※1)の手続きをし、出産費用が50万円(※2)に満たなかった方	「出産育児一時金」の支給申請	・出産育児一時金支給申請書 ・分娩者の口座番号がわかるもの <持ってくるもの>		1階2番窓口 (市民課)	
③ 「直接支払制度」(※1)を利用せずに、 出産費用の全額を医療機関で支払った方		・出産費用の領収・明細書 ・親子(母子)健康手帳等			
→出産した方が国民健康保険以外の方	※同様の制度があります。手続き方法は、加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。			健康保険の加入先で 手続きしてください	
※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度 ※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では48.8万円					
<b>こども</b> 親子(母子)健康手帳への出生証明		親子(母子)健康手帳		1階1番窓口 (市民課)	
児童手当を申請する方	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は、 勤務先で申請してください 出生の翌日から起算して15日以内 ※必要なものがそろっていても 窓口へお越しください	・請求者の通帳 ・請求者の健康保険証(資格確認書) ※2人目以降は、請求者の健康保険証(資格確認書)のみで申請 できます			
子ども医療費助成を申請する方	子ども医療費助成の申請 ※必要なものがそろってから 窓口へお越しください	・子どもの健康保険証(資格確認書) ・被保険者の通帳 (被保険者が市外在住の場合は配偶者の通帳) ※2人目以降は、子どもの健康保険証(資格確認書)のみで申請 できます		1階7番窓口 (こども未来課)	
こんにちは赤ちゃん訪問事業のご案内	お子さんが生まれてから2か月頃までを目安に、全てのご家庭を訪問しています。産後のお母様の体調確認やお子様の成長の様子を伺い、予防接種や育児情報等をお伝えします。訪問の際には、事前にご連絡します。	保健師、助産師、看護師が訪問します。		保健センター 0966-24-8010 ※本庁舎横別館	
保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください			
未熟児で出産された方	養育医療給付の相談・申請	※受付窓口でご相談ください		1階7番窓口 (こども未来課)	
妊婦のための支援給付金	妊婦のための支援給付金の申請	・マイナンバーの確認できる書類 ・印鑑 ・振込先口座を確認できる書類 ・親子(母子)健康手帳			
<b>その他</b> 市営住宅に入居している方	市営住宅の同居手続き	親子(母子)健康手帳 ※受付窓口でご相談ください		2階2-1番窓口 (住宅政策課)	

# 人吉市役所

〒868-8601  
人吉市西間下町7番地1

市役所代表電話  
0966-22-2111

開庁時間 午前 **8時30分** ~ 午後 **5時15分**  
※木曜日のみ窓口業務を午後 **7時**まで延長  
(土曜・日曜・祝日、12月29日~1月3日は閉庁します)

市公式 HP →



市公式 LINE →



みんなが幸せを感じるまち。  
ずっと住み続けたいまち。  
ひとよし

## 手続きチェックシート 出生

### 出生届

お子さまが生まれたら **14日以内**に届出してください

#### 《届出に必要なもの》

- ・ 医師、助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・ 親子（母子）健康手帳



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、  
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

#### 本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。  
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を  
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で  
本人確認  
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・ パスポート
- ・ 障害者手帳
- ・ 官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に  
2点が  
必要なもの

- ・ 健康保険証（資格確認書）
- ・ 年金手帳※
- ・ 介護保険証
- ・ 顔写真付きの社員証、学生証等

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き  
本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や  
委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の  
マイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。